

魚沼民商だより

2020年
8月 3日

第2213号

〒946-0032
新潟県魚沼市板木
電話 025 (792) 3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

発行 魚沼民主商工会
このコロナ禍の影響で、第1期
分・労働保険料（※通常ですと6
月末が納入日です）がだいぶ遅れ
ています。その分、同保険料の金
額と納入日をご案内する余裕がな
いことになります。

国保減免申請の活用を 広げましょう！



7月16日、総会後の理事会にて、「国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料」の減免申請（コロナ特例）の学習を魚沼市と南魚沼市の同減免申請書類等を活用して学び合いました。

その学習は、正味30分くらいで、「今年の収入が昨年の収入と比較して、30%以上減少していると減免の対象になる」という、大変わかりやすいものでした。

さて、収入が3割減ったという人は、国保税等の減免を受けることができます。そのことを国や自治体は広報誌・HP（ホームページ）等にて、知らせていますが、ほとんどの人は知らないか、若しくは知っていても自分は対象ではないと思いつている人は必ずいます。そこで、そういう人たちに知らせて、同申請のサポートを行い、仲間の営業と暮らしを守り、商売を持続していくことがとても大切になっています。

持続化給付金の 申請状況等について！

国の持続化給付金申請がスタートし、早3か月間を経過致しました。

私たち民商も、支部を中心に給付金申



第1期分・労働保険料の 納入日が近づいています



この撮影に、小河さんが照明を当ててくださいました！

昔懐かしい キャラクターが勢揃い！

六日町支部の役員・小河正さん（建具）宅の玄関内に、昔懐かしいミニチュア（キャラクター）がところ狭しにきれいに陳列されています。

思わず、昭和の香がしてきます。

事務所の来所の際には、 事前にご連絡ください

このコロナ禍の影響で、第1期分・労働保険料（※通常ですと6月末が納入日です）がだいぶ遅れています。その分、同保険料の金額と納入日をご案内する余裕がないことになります。

今回、第1期分の保険料の納入日は8月7日となっています。

くれぐれも保険料の送金準備並びに口座残高の確認を宜しくお願ひ致します。

ちなみに第2期分は11月2日、第3期分は2月1日と通常どおりとなっています。

会費は一五日集金で 宣しくお願い致します

7月から事務局体制が変わりました。よって昼以降から事務所不在の時間が増えることになり、ご迷惑をおかけすることとなります。

ご相談等で来所する際は、必ず事前（午前中）にご連絡くださいますよう宜しくお願ひ致します。

法律相談のお知らせ
日 時 8月 27日(木)
午後1時より
会 場 民商事務所
弁護士 近藤 明彦 先生
(新潟合同法律事務所)
相談料 3,000円
※ 事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。